令和２年３月２日

令和２年第１回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件　　名	頁
議案第　１　号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	１
議案第　２　号	宮代町新しい村設置及び管理条例について	３
議案第　３　号	宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について	８
議案第　４　号	町道路線の廃止について	１０
議案第　５　号	町道路線の認定について	１１
議案第　６　号	令和元年度宮代町一般会計補正予算（第６号）について	１２
議案第　７　号	令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について	１３
議案第　８　号	令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第４号）について	１４
議案第　９　号	令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について	１５
議案第１０号	令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	１６
議案第１１号	令和２年度宮代町一般会計予算について	１７
議案第１２号	令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	１８
議案第１３号	令和２年度宮代町介護保険特別会計予算について	１９
議案第１４号	令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	２０
議案第１５号	令和２年度宮代町水道事業会計予算について	２１
議案第１６号	令和２年度宮代町下水道事業会計予算について	２２

議案第１号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和２年３月２日

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５４号）の施行に伴い、関係条例の整理をしたいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（宮代町水道事業の設置等に関する条例）

第１条　宮代町水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年宮代町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５条中「第２４３条の２第８項」を「第２４３条の２の２第８項」に改める。

（宮代町監査委員条例の一部改正）

第２条　宮代町監査委員条例（昭和４２年宮代町条例第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項及び第２項中「第２４３条の２第３項」を「第２４３条の２の２第３項」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第２号

宮代町新しい村設置及び管理条例について

宮代町新しい村設置及び管理条例を別紙のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

宮代町新しい村における施設サービスの内容の一部追加及び修正並びに条文の構成を変更するため、宮代町新しい村条例の全部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町新しい村設置及び管理条例

宮代町新しい村条例（平成１７年宮代町条例第２８号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第１条　「農」のあるまちづくりの理念に基づき、農産物及び商工産品（以下「農産物等」という。）の地域内自給及び交流を目指した地域内産業の活性化を図るとともに、農村景観を生かした憩いの場を提供することにより、「農」に関する町民の理解を深め、もって、宮代らしい自立したまちづくりを促進することを目的として、宮代町新しい村を設置する。

（施設の名称及び位置）

第２条　宮代町新しい村の名称及び位置は、次のとおりとする。

施設の名称	位　　置
宮代町新しい村	宮代町字山崎７７７番地１

（業務）

第３条　宮代町新しい村（以下「新しい村」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）別表に掲げる施設並びに規則で定める附属設備及び備品（以下「有料施設等」という。）の利用に関する業務

（２）「農」のあるまちづくりの理念の普及及び情報の提供に関する業務

（３）農産物等の販売及び研究に関する業務

（４）児童生徒その他町民の「農」に関する体験学習に関する業務

（５）「農」に関する研修会及び講習会に関する業務

（６）遊休農地の解消等農地の保全に関する業務

（７）前各号に掲げるもののほか、新しい村の設置目的を達成するために必要な業務

（休館日）

第４条　新しい村の休館日は、次のとおりとする。

（１）１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までの日

（２）月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日である場合を除く。）

２　町長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第５条　有料施設等の利用時間は、次のとおりとする。

施設の名称	利用時間
森の市場　結	午前９時から午後５時まで
芝　生　広　場	午前９時から午後５時まで
農　の　家	午前９時から午後９時まで
村の集会所	午前９時から午後９時まで
結　の　里	日の出から日没まで

２　町長は、必要があると認めるときは、利用時間を一時的に変更することができる。

（利用の許可）

第６条　有料施設等を利用しようとするものは、町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。

（１）新しい村の管理上、支障があると認められるとき。

（２）公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、町長が利用について適当でないと認めるとき。

３　町長は、第１項の許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付すことができる。

（利用権の譲渡の禁止）

第７条　前条第１項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（遵守事項及び町長の指示）

第８条　町長は、新しい村の管理上必要があると認めるときは、規則に定める新しい村の利用者の遵守事項に基づき、利用者に対し指示をすることができる。

（利用の条件の変更、停止及び許可の取消し）

第９条　町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとき又は新しい村の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

（１）第６条第３項の規定により付された条件に違反したとき。

（２）前条の規定に違反したとき。

（３）不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

２　町は、利用権利者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあってもその補償の責めを負わない。

（原状回復）

第１０条　利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに有料施設等を原状に復しなければならない。前条第１項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

（損害賠償）

第１１条　新しい村の利用者は、自己の責に帰すべき事由により新しい村の施設若しくは設備を損傷し、又は新しい村の物品を滅失したときは、修理し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（入館の禁止）

第１２条　町長は、新しい村の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対して退館を命ずることができる。

（使用料）
第１３条　利用権利者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
２　利用権利者は、附属設備及び備品を使用するときは、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
（使用料の免除）
第１４条　町長は、利用権利者が有料施設等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供する場合で必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、前条の使用料を免除することができる。
（使用料の還付）
第１５条　既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
（１）新しい村の管理上特に必要があるため町長が利用の許可を取り消したとき。
（２）利用権利者の責めに帰することができない理由により、有料施設等を利用することができないとき。
（指定管理者による管理）
第１６条　町長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、新しい村の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。
（１）第３条に掲げる業務
（２）有料施設等の利用の許可等に関する業務
（３）有料施設等の使用料の徴収に関する業務
（４）新しい村の維持管理に関する業務
（５）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務
２　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、第４条に規定する休館日及び第５条に規定する利用時間を変更することができる。
３　指定管理者が第１項に掲げる業務を行う場合における第６条、第８条、第９条、第１１条、第１２条、第１４条及び第１５条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、「町」とあるのは「町又は指定管理者」とする。
４　指定管理者が第１項に掲げる業務を行う場合における第９条、第１３条から第１６条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。
（利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定）
第１７条　町長は、地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者に新しい村の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

２　前項の場合における利用料金は別表に定める金額の範囲内で指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

３　指定管理者は、前項に規定する利用料金のほか、指定管理者が実施する事業に係る費用について、別に徴収することができる。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、新しい村の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の宮代町新しい村設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

別表（第３条、第１３条関係）

施設の名称	使用料	
森の市場　結	販売金額の３０パーセントを上限とし、規則で定める額	
芝生広場Ａ	全面	１日　７，５００円
	半面	１日　４，０００円
	バーベキュー１区画	１日　１，０００円
芝生広場Ｂ		１日　７，５００円
農の家	集会室	１時間　４００円
村の集会所		１時間　１，０００円
結の里	１区画	１年　１４，０００円

備考

１　芝生広場及び農の家並びに村の集会所を営利又は宣伝を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の２倍の額とする。

２　芝生広場Ａとは森の市場結に隣接しない芝生広場を、芝生広場Ｂとは森の市場結に隣接する芝生広場をいい、独占して使用する場合に当該使用料を適用する。

３　結の里の利用許可期間が１年未満の場合は月割により算出した額とする。

４　使用料に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

議案第３号

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第３７号）の施行に伴い、宮代町印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例

宮代町印鑑条例（平成２年宮代町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号を次のように改める。

（２）意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第５条第２項中「記録されている」を「記録がされている」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第４号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて、議決を求める。

整理番号	路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１	第２６２号線	宮代町字東３０１番２地先 宮代町字東２４９番１地先	
２	第２６３号線	宮代町字東２９９番地先 宮代町字東２９８番１地先	
３	第２６４号線	宮代町字東３０１番２地先 宮代町字東３００番２地先	
４	第２６５号線	宮代町字東２７５番１地先 宮代町字東２９８番１地先	
５	第２６６号線	宮代町字東２７６番１地先 宮代町字東３０４番３地先	
６	第２７０号線	宮代町字東４３番地先 宮代町字東２９７番１地先	
７	第４３７号線	宮代町本田４丁目２８２番１地先 宮代町本田４丁目２８４番１地先	

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

用途廃止申請に伴い、町道路線を廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、この案を提出するものである。

議案第５号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて、議決を求める。

整理番号	路線名	起　　点 終　　点	重要な経過地
１	第２６２号線	宮代町字東２６１番１地先 宮代町字東２４９番１地先	
２	第２７０号線	宮代町字東３５番１地先 宮代町字東３８番１地先	
３	第１６４９号線	宮代町百間６丁目６１５番６地先 宮代町百間６丁目６１５番１２地先	

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

字東地内の用途廃止申請の対象地外に係る道路及び百間６丁目地内の開発行為に伴う道路を町道路線に認定したいので、道路法第８条第２項の規定により、この案を提出するものである。

議案第６号

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第６号）について

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第６号）を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新 井　康 之

提　案　理　由

各種事業実績の確定による減額、国施策を活用した小中学校校内情報通信ネットワーク整備及び笠原地区浸水対策事業の実施等に伴い、令和元年度宮代町一般会計予算に２億１，６３７万４，０００円を追加し、総額を１０９億８７９万９，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第７号

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

特定健康診査等の事業実績の確定に伴い、令和元年度宮代町国民健康保険特別会計予算から５７１万３，０００円を減額し、総額を３９億４，９６３万４，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第８号

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第４号）について

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第４号)を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

介護保険システムの改修に伴い、令和２年度宮代町介護保険特別会計予算に５６万１，０００円を追加し、総額を３２億２，５２２万２，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第９号

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

市町村共通経費負担金の確定に伴い、令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から１８０万１，０００円を減額し、総額を４億９，５２２万３，０００円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１０号

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

流域下水道への処理水量の増加に伴い、令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に３５０万円を追加し、総額を１０億１，６８６万円とすることについて、地方自治法第２１８条第１項の規定により、この案を提出するものである

議案第１１号

令和２年度宮代町一般会計予算について

令和２年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新 井 康 之

提　案　理　由

令和２年度宮代町一般会計予算の総額を１０６億２，３００万円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１２号

令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算について

令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和２年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を３６億２，９５０万円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１３号

令和２年度宮代町介護保険特別会計予算について

令和２年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和２年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を３２億３，８０９万９，０００円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１４号

令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について

令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和２年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を５億３，９３８万４，０００円とすることについて、地方自治法第２１１条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１５号

令和２年度宮代町水道事業会計予算について

令和２年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和２年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を８億６，２０４万５，０００円とし、収益的支出の予定額を７億７，４８０万円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を２億２，０２６万５，０００円とし、資本的支出の予定額を５億９，６３８万円とすることについて、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２４条第２項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１６号

令和２年度宮代町下水道事業会計予算について

令和２年度宮代町下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和２年３月２日提出

宮代町長　新　井　康　之

提　案　理　由

令和２年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を１１億５，３５２万１，０００円とし、収益的支出の予定額を１１億５，１０８万円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を５億５，３９７万９，０００円とし、資本的支出の予定額を６億１，４３２万３，０００円とすることについて、地方公営企業法第２４条第２項の規定により、この案を提出するものである。